



令和5年3月28日

報道機関 各位

<タイトル>

第3子以降学校給食費無償化について

<リード文（またはサブタイトル）>

令和5年1月から開始した第3子以降の学校給食費の無償化を継続します

<本文>

鴨川市では、令和5年1月から開始した第3子以降の学校給食費の無償化を4月からも実施します。これは千葉県が実施する公立学校給食費無償化事業を活用して行うものです。

対象期間は、令和5年4月から令和6年3月までです。

対象者は、次の要件を全て満たす者です。

- ① 保護者が3人以上の子を扶養していて、その扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子であること。
- ② 鴨川市内小中学校に在籍する児童または生徒であること。
- ③ 生活保護及び就学援助による支援を受けていないこと。
- ④ 学校給食費の滞納が無いこと。

無償化となる対象者は、最大で、小学生169人、中学生60人の合計229人を見込んでいます。

4月上旬には、学校を通じて案内チラシを配付し、申請に向けた手続きを開始する予定です。

問い合わせ

教育委員会 学校教育課 学校給食係
(学校給食センター) 担当：嶋津

TEL：04-7092-1538 FAX：04-7092-1567